

条例の目的について 2

1 再検討事項について

第 2 回準備委員会の資料 1 において、条例（案）を次のとおり提示した。

この条例は、葛飾区の諸活動や歴史的事実の記録である公文書が、区民共有の知的資源として、住民自治の担い手である区民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理、歴史的公文書の適切な保存及び利用等を図り、もって区政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、区政に関する区民の知る権利を保障し、区の諸活動について現在及び将来の区民に説明する責務を全うすることを目的とする。

上記案の「住民自治の担い手である区民」という文言について、意味が重複しているのではないかと委員よりご指摘いただいたため、当該文言について検討する。

住民自治とは、「これら（事務局注：地方公共団体）の行政を地方の住民自らの責任と負担において処理すべきこと」（田中二郎『要説行政法（新版）』（弘文堂）74 頁）

2 他自治体の状況

- (1) 「住民自治の担い手である市民」という文言を使用している自治体は 2 団体。
- (2) 民主主義や自治について明記している自治体の例（(1)の自治体除く。）

ア 東京都

この条例は、東京都（以下「都」という。）の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、都民による都政への参加を進めるために不可欠な都民共有の財産であることを明らかにするとともに、公文書等の適正な管理が情報公開の基盤であるとの認識の下、都民が主体的に公文書等を利用し得ることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的な事項を定めることにより、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって都政の透明化を推進し、現在及び将来の都民に対する説明責任を果たすことを目的とする。

イ 群馬県

この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、地方自治の本旨にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

ウ 世田谷区

この条例は、公文書が区民の知る権利に不可欠であり、健全な民主主義の根幹を支える区民共有の知的資源であることに鑑み、公文書の適正な管理が情報公開の基盤であるとの認識の下、

公文書の管理に関する基本的事項を定めることによりその適正な管理及び特定重要公文書の適切な保存、利用等を図り、もって効率的で、適正かつ透明性の高い区政運営を確保するとともに、参加と協働の区政を実現し、区の諸活動について現在及び将来の区民に説明する責務を全うすることを目的とする。

エ 宇土市

この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市が保有する情報は市民の財産であるという基本的立場に立ち、情報公開制度の目的の達成のため、及び行政機関等の政策形成能力の向上のために必要な行政機関等の文書の管理に関する基本的事項について定めることにより、市が保有する文書の適正な管理を図り、もって公正かつ民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

オ ニセコ町

この条例は、町が保有する情報（以下「町政情報」という。）は町民の財産であるという考えに基づき、町政情報を正確かつ適正に収集・管理し、すみやかにこれを活用するための基本となる事項を定めることにより、自ら考え行動するという自治の理念の実現に向けて、公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。

- (3) 住民自治について明記はせず、単に「市民が主体的に利用し得るものであることに鑑み」としている自治体も多い。

3 本区の方向性（案）

法と同様、公文書の重要性を示すため、公文書が民主主義の根幹を支える旨を規定するが、読み易いように規定し、意味が重複するような文言は避ける。

4 条文修正（案）

この条例は、葛飾区の諸活動や歴史的事実の記録である公文書が、健全な民主主義の根幹を支える区民共有の知的資源として、住民自治の担い手である区民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理、歴史的公文書の適切な保存及び利用等を図り、もって区政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、区政に関する区民の知る権利を保障し、区の諸活動について現在及び将来の区民に説明する責務を全うすることを目的とする。